

災害に関わる**法制度の整備と運用**のあり方が、今ほど厳しく問われている時はない。その問いかけに、**的確かつ明解**に応えている。自治体職員を含む**防災関係者のバイブル**として活用いただければと思う。

—— 室崎 益輝（神戸大学名誉教授・兵庫県立大学防災教育研究センター長）

備え、乗り越えるため。**産学官必携の書**。防災から復興までを支える制度構築に携わった著者による**実践解説**。現行法制度を最大限活用する知恵と、残された課題を積極的に提示した**羅針盤**。

—— 岡本 正（弁護士・『災害復興法学』著者）

最新

# 防災・復興法制

東日本大震災を踏まえた

**災害予防・応急・復旧・復興制度の解説**

佐々木 晶二 [著] A5判・336頁 定価：本体2,500円+税

平常時の災害予防から、災害発生時の緊急対応・応急対策、災害後の復旧・復興対策までの諸制度を、時系列に沿って一体的に把握するための一冊。

最新

## 防災・復興法制

東日本大震災を踏まえた  
**災害予防・応急・復旧・復興制度の解説**

佐々木 晶二 [著]



災害に関わる**法制度の整備と運用**のあり方が、今ほど厳しく問われている時はない。その問いかけに、**的確かつ明解**に応えている。自治体職員を含む**防災関係者のバイブル**として活用いただければと思う。 室崎 益輝（神戸大学名誉教授・兵庫県立大学防災教育研究センター長）

備え、乗り越えるため。**産学官必携の書**。防災から復興までを支える制度構築に携わった著者による**実践解説**。現行法制度を最大限活用する知恵と、残された課題を積極的に提示した**羅針盤**。 岡本 正（弁護士・『災害復興法学』著者）

第一法規

## 商品概要

- 東日本大震災後に、異なる省庁で整備された「防災法制」「復興法制」を、相互の整合性に配慮しつつ、災害予防、災害発生時の緊急対応・応急対策、災害後の復旧・復興対策の一連の流れの中で一体的に解説。
- 項目ごとに、制度設計の背景、制度の概要、国及び自治体における課題を解説、参照法令等も明記。
- 東日本大震災、熊本地震に関わる通知など最新の参考資料や、索引も収録。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

# 目次

- [序章] はじめに
- [第1章] 災害予防 ー災害発生前の事前対策ー
- [第2章] 緊急事態対応 ー巨大自然災害の発生直後ー
- [第3章] 応急対策 ー巨大自然災害発生から72時間以降の応急時ー
- [第4章] 復旧・復興対策 ー巨大自然災害からの復旧・復興時ー
- [終章] おわりに

参考資料  
索引

## 内容見本

参照条文も明記！

第1章の各節のポイント

節	タイトル	大事なポイント	頁
1.	防災計画の充実	・都道府県及び市町村防災会議のメンバーに自主防災組織の代表者などを追加。 ・ボトムアップの地区防災計画を策定する。 ・南海トラフで避難施設等への補助率をアップ。	7
2.	市町村による災害ごとの緊急避難場所・避難所の事前指定	・市町村が、一時的に身の安全を守る場所と、災害発生後に生活を行う場所を区別して、前者を緊急避難場所、後者を避難所と指定する。	14
3.	避難行動要支援者名簿の作成及び提供	・市町村長は、個人情報保護条例の例外として、福祉部局等が保有する個人情報等を用いて、避難行動要支援者名簿を作成しなければならない。 ・市町村長は、本人から同意を得ている場合、その他一定の場合には、当該名簿を外部に提供できる。 ・災害発生時など緊急時には同意なしに市町村は名簿を外部提供できる。 ・当該名簿の提供先として、大都市ではマンション管理組合を対象とすべき。	16
4.	防災計画、まちづくり計画、土木施設計画の関係	・防潮堤などの土木施設計画、盛り土事業などの計画や土地利用計画、避難計画などの防災計画を、同時に、市町村が主体となって調整すべき。	21

章ごとに各節のポイントを  
分かり易く表示！

### 1. 防災計画の充実

#### (1) 地域防災計画の策定主体を住民との連携を図る方向で充実

知事防災計画を策定する都道府県及び市町村防災会議のメンバーに自主防災組織を構成する者又は学識経験者の中から追加する。

#### ① 背景

都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画は、災害が発生した場合の情報の発令、避難、消火、水防、救助など災害応急対策を中心として、災害が発生する前の段階で、行政、企業、住民などの災害対応を広く定めるものである。

しかし、地域防災計画が住民等の生命、安全に大きく関係するにもかかわらず、従前は、行政を中心とした関係機関が組織する防災会議で定められていた。

今後は、より住民や地域企業などの自助、共助の側面が重要になることから、防災会議のメンバーを拡充したものである。

#### ② 制度の概要

都道府県防災会議については、災害対策基本法（以下、「災対法」という）第15条第5項の委員構成の規定に、「自主防災組織を構成する者又は学識経験者のある者の中から当該都道府県の知事が任命する者」を追加した。さらに、市町村防災会議においても、都道府県防災会議に準じて委員構成を市町村条例で定めることとされている。

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!